

水道スローガン

「水道に 寄せる信頼 飲む安心」

6月1日(火)から7日(月)は、第52回「水道週間」です。

●川妻浄水場一般見学会

水道水ができるまでを見学してみませんか。

○期間

6月1日(火)から7日(月)まで

○時間

午前9時から午後3時まで

○場所

川妻浄水場

○受付

事前に電話連絡にてご予約をお願いします。

○内容

水道水ができるまでの説明及び場内見学

多数の参加をお待ちしています。

○お問い合わせ

上下水道課 ☎(84)3000

●水道のメーター検針について

正確な検針を行うためにご協力をお願いします。

水道メーターボックスの上には物を置かないでください。

水道メーターボックスの中はいつもきれいにしてください。

犬は放し飼いにしないで水道メーターボックスから離して繋いでください。

家の増改築のとき水道メーターボックスが床下や屋内にならないようにしてください。



●水道水がにごったら

「にごり水が出る場合」

消火活動、水道工事、断水などで、水道管の中を流れている水の速さや方向が変わったとき、水道管の中の鉄錆びなどがはがれてにごり水が流れ出る場合があります。

通常は、しばらく流し続けるときれいになります。

このような場合は、上下水道課にご連絡をいただき、その後きれいになるまで放水をして

ください。

なお、この放水をした水量は、水道料金から差し引いて清算します。

「白い水が出る場合」

水道管の中に入った空気がかきまわされて、無数の小さなアワになり、白い水が出る場合があります。

しばらくそのまましておきますとアワが消えて、澄んだきれいな水になります。

そのまま使っていたとしても、さしつかえありません。

「おいがする水の場合」

水道の水は、塩素のにおいがあります。



平成21年度

情報公開制度の

運用状況について

情報公開は、みなさんが知りたいと望んでいる情報を請求に応じて公開する制度です。

町では、情報公開条例を制定し、行政情報を公開しております。

○情報公開を請求できる人

- ・町内に住所のある人
- ・町内に事務所、事業所のある個人、法人、その他の団体
- ・町内の事務所、事業所に勤務している人
- ・町が行う事務事業に利害関係のある人

○情報公開対象文書

平成13年4月1日以降作成または取得した行政情報

○個人情報

現在は、高度情報化社会となり大量の個人情報が収集・蓄積され利用されています。

町では、個人情報保護条例を制定し、個人情報の適正な取り扱いについて、必要な事項を定め、町が保有する個人情報の公開等を求める権利を保障することにより、個人の権利利益の保護及び町民に信頼される公正で民主的な町政を推進しています。

○閲覧状況

平成21年度選挙人名簿抄本の閲覧については、閲覧件数0件でした。

○お問い合わせ

総務課 行政・防災G ☎(84)1111 (内線213)

平成21年4月1日から平成22年3月31日までの期間における選挙人名簿抄本閲覧状況について、公職選挙法28条の4第7項及び公職選挙法施行規則第3条の4の規定に基づき、公表しております。

選挙人名簿抄本閲覧

状況の公表について

平成21年度情報・個人情報公開状況

請求件数 71

請求のうち公開件数 43

公開した情報の内訳

全部公開 36

部分公開 5

| 区分 | 請求件数 | 請求のうち公開件数 | 公開した情報の内訳 | | |
|-------|------|-----------|-----------|------|-----|
| | | | 全部公開 | 部分公開 | 非公開 |
| 情報公開 | 71 | 43 | 36 | 5 | 2 |
| 任意的公開 | 3 | 3 | 2 | 1 | 0 |
| 個人情報 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※任意的公開とは、情報公開条例5条に定める請求者以外からの請求または平成13年4月1日以前の行政情報をいいます。